

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部 総務課
委託業務番号	令和4年度 長総第13号
委託業務名称	長浜市構内交換機(EP-83H)システム保守業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎ほか
業務の概要	本庁舎電話交換機の良好な稼働状態を保つための維持管理を行う業務。
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	1,510,344円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県大津市浜大津1丁目1番26号 [商号又は名称] 西日本電信電話株式会社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	当該電話交換機の全般に精通し、システムの安全稼働のための保守業務や故障発生時の復旧業務に唯一迅速に対応可能であることから、西日本電信電話株式会社滋賀支店を契約の相手方として選定する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>